

議案第 76 号

小松島市法定外公共用財産管理条例の一部を改正する条例について

小松島市法定外公共用財産管理条例（平成 14 年小松島市条例第 23 号）の一部を別紙のように改正する。

令和元年 9 月 3 日提出

小松島市長 濱田 保徳

小松島市法定外公共用財産管理条例の一部を改正する条例

小松島市法定外公共用財産管理条例（平成14年小松島市条例第23号）
の一部を次のように改正する。

別表中「100分の108」を「100分の110」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後的小松島市法定外公共用財産管理条例の規定は、この条例の施行の日以後に許可した使用又は採取に係る使用料又は採取料（以下この項において「使用料等」という。）について適用し、同日前に許可した使用料等については、なお従前の例による。